資料７

事業実施に当たっての留意事項について

通所介護

Ⅰ　基本的事項

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について
（平成12年３月１日老企第36号）

第１　届出手続の運用
５　加算等が算定されなくなる場合の届出の取扱い

事業所の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかな場合は、**速やかに**その旨を届出させることとする。なお、この場合は、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定を行わないものとする。また、この場合において、届出を行わず、当該算定について請求を行った場合は、不正請求となり、支払われた介護給付費は不当利得となるので返還措置を講ずることになることは当然であるが、悪質な場合には指定の取消しをもって対処すること。

☞運営指導において、算定基準を満たしていないにもかかわらず、加算の届出を「あり」としている事業所が見受けられます。今一度、事業所にて確認をお願いします。

指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について
（平成11年９月17日老企第25号）

第２　総論
２　用語の定義
（１）「常勤換算方法」

当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものである。この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、当該事業所が訪問介護と訪問看護の指定を重複して受ける場合であって、ある従業者が訪問介護員等と看護師等を兼務する場合、訪問介護員等の勤務延時間数には、訪問介護員等としての勤務時間だけを算入することとなるものであること。

ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第13条第１項に規定する措置（以下「母性健康管理措置」という。）又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）第23条第１項、同条第３項又は同法第24条に規定する所定労働時間の短縮等の措置若しく

は厚生労働省「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に沿って事業者が自主的に設ける所定労働時間の短縮措置（以下「育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置」という。）が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、１として取り扱うことを可能とする。

（２）「勤務延時間数」

勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間又は当該事業に係るサービスの提供のための準備等を行う時間（待機の時間を含む。）として明確に位置付けられている時間の合計数とする。なお、従業者１人につき、勤務延時間数に参入することができる時間数は、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とすること。

（３）「常勤」

当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいうものである。ただし、母性健康管理措置又は育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。

同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所（同一敷地内に所在する又は道路を隔てて隣接する事業所をいう。ただし、管理上支障がない場合は、その他の事業所を含む。）の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとする。例えば、一の事業者によって行われる指定訪問介護事業所と指定居宅介護支援事業所が併設されている場合、指定訪問介護事業所の管理者と指定居宅介護支援事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。

また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従事者が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条に規定する休業（以下「産前産後休業」という。）、母性健康管理措置、育児・介護休業法第２条第１号に規定する育児休業（以下「育児休業」という。）、同条第２号に規定する介護休業（以下「介護休業」という。）、同法第23条第２項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第24条第１項（第２号に係る部分に限る。）の規定により同項第２号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業（以下「育児休業に準ずる休業」という。）を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者を常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能であることとする。

（４）「専ら従事する」「専ら提供に当たる」

原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しな

いことをいうものである。この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間（指定通所介護及び指定通所リハビリテーションについては、サービスの単位ごとの提供時間）をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。ただし、指定通所介護及び指定通所リハビリテーションについては、あらかじめ計画された勤務表に従って、サービス提供時間帯の途中で同一職種の従業者と交代する場合には、それぞれのサービス提供時間を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをもって足りるものである。

Ⅱ　人員基準

◆ 生活相談員

指定通所介護の提供日ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が１以上確保されるために必要と認められる数

解釈通知（抜粋）

（確保すべき生活相談員の勤務延時間数の計算式）

$$\frac{\text{生活相談員のサービス提供時間内での勤務延時間数}}{\text{サービス提供時間数（サービス提供開始時刻から終了時刻）}} \geqq 1$$

（例１）①単位目　サービス提供時間　８Ｈ

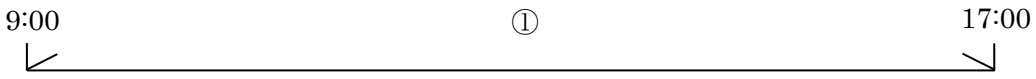

確保すべき生活相談員の勤務延時間数＝８Ｈ

（例２）①単位目　サービス提供時間　３Ｈ　②単位目　サービス提供時間　３Ｈ

確保すべき生活相談員の勤務延時間数＝６Ｈ

（例３）①単位目　サービス提供時間　６Ｈ　②単位目　サービス提供時間　８Ｈ

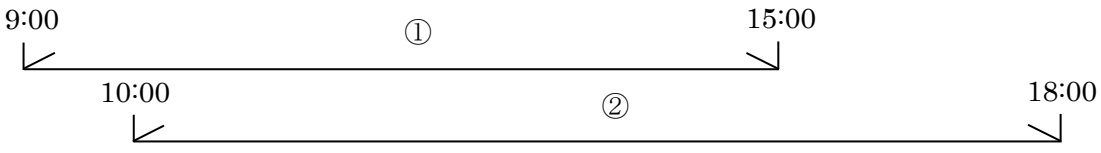

確保すべき生活相談員の勤務時間＝９Ｈ（9:00～18:00）

◆ 介護職員

指定通所介護の単位ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定通所介護を提供している時間数で除して得た数が利用者数の数が15人までの場合にあっては１以上、15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を５で除して得た数に１を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

解釈通知（抜粋）

（確保すべき介護職員の勤務延時間数の計算式）

●利用者数15人以下の場合

単位ごとに確保すべき勤務延時間数＝平均提供時間数

●利用者数16人以上の場合

単位ごとに確保すべき勤務延時間数

＝｛（利用者数－15）÷5+1｝×平均提供時間数

※平均提供時間数＝利用者ごとの提供時間数の合計÷利用者数

※単位ごとに常時１名以上確保する必要があり、計算式により算出した確保すべき勤務延時間数が、当該事業所におけるサービス提供開始時刻から終了時刻までの時間数に満たない場合であっても、常時１名以上が確保されるよう配置を行う必要がある

（例１）①単位目　サービス提供時間　８H　利用人数　20人

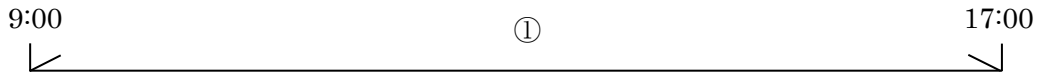

確保すべき介護職員の勤務延時間数＝｛（20-15）÷5+1｝×8＝16H

【介護職員を常に1名以上確保した上で、ピークタイムに手厚い人員配置が可能（16Hのうち8Hは常時介護職員が確保されるよう配置し、残り8Hの柔軟配置が可能）】

（例２）①単位目　サービス提供時間　３H　利用人数　20人

②単位目　サービス提供時間　３H　利用人数　20人

確保すべき介護職員の勤務延時間数＝

①｛（20-15）÷5+1｝×3＝6H　②｛（20-15）÷5+1｝×3＝6H

【介護職員を常に1名以上確保した上で、ピークタイムに手厚い人員配置が可能（それぞれの単位において、6Hのうち3Hは常時介護職員が確保されるよう配置し、残り3Hの柔軟配置が可能）】

（例３）①単位目　サービス提供時間　６H　利用人数　３人

②単位目　サービス提供時間　８H　利用人数　１２人

利用者数が15人以下の場合の確保すべき介護職員の勤務延時間数

＝平均提供時間数　のため、　　①6H　②8H

【単位ごとに、介護職員を常に1名以上確保する必要があるので、①単位に6時間分、②単位に8時間分の配置が必要となる。】

◆ 看護職員（看護師又は准看護師）

指定通所介護の単位ごとに、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員が１以上確保されるために必要と認められる数

解釈通知（抜粋）

看護職員については、提供時間帯を通じて専従する必要はないが、当該看護職員は提供時間帯を通じて指定通所介護事業所と密接かつ適切な連携を図るものとする。

また、病院・診療所・訪問看護ステーション（以下「病院等」）との連携により、看護職員が指定通所介護事業所の営業日ごとに利用者の健康状態の確認を行い、病院等と指定通所介護事業所が提供時間帯を通じて密接かつ適切な連携を図っている場合には、看護職員が確保されているものとする。

「密接かつ適切な連携」とは、指定通所介護事業所へ駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連絡体制などを確保することである。

◆ 機能訓練指導員

１以上

解釈通知（抜粋）

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とされたが、この「訓練を行う能力を有する者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を有する者（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で６月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）とする。ただし、利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えない。

Q1　病院等との連携契約により看護職員を確保した場合、その看護職員が看護業務以外に機能訓練指導員としての適切な時間が確保できれば、機能訓練指導員としての兼務は認められるか。

A1　あくまでも看護業務上の連携職員であり、当該事業所の職員ではないため、機能訓練指導員を兼務することは認められない。

Ⅲ　その他

❑ 業務の参考にするべき法令等

- ☑ 介護保険法・施行令・施行規則
- ☑ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年7月 10 日山口県条例第 35 号）
- ☑ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成 24 年9月 28 日山口県規則第 82 号）
- ☑ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準【第７章】（平成 11 年3月 31 日厚生省令第 37 号）
- ☑ 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について【第３の六】（平成 11 年9月 17 日老企第 25 号）
- ☑ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準【別表６】（平成 12 年2月 10 日厚生省告示第 19 号）
- ☑ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について【第２の７】（平成 12 年3月１日老企第 36 号）
- ☑ 厚生労働省　介護サービス Q&A
- ☑ 介護保険最新情報
  【Ｒ６改正関連 vol.1225、vol.1229】
- ☑ 通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成 12 年３月 30 日老企第 54 号）
  「その他の日常生活費」に係る Q&A（平成 12 年3月 31 日厚生省老人保健福祉局介護保険制度施行準備室 事務連絡）
- ☑ 指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護等以外のサービスを提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関する指針について（平成 27 年４月 30 日老振発 0430 第１号・老老発 0430 第１号・老振発 0430 第１号）
- ☑ 介護保険事務処理システム変更に係る参考資料（確定版）の一部訂正（令和６年５月 10 日厚生労働省老健局介護保険計画課 事務連絡）の資料「月額包括報酬の日割り請求にかかる適用について」
- ☑ 介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせて提供する場合の取扱いについて（平成 30 年9月 28 日介護保険最新情報 Vol.678）
- ☑ リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について（令和６年３月 15 日介護保険最新情報 Vol.1217）
- ☑ 介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（令和６年３月29日介護保険最新情報Vol.1237）
- ☑ 介護輸送に係る法的取扱いについて、介護予防・日常生活支援総合事業による高齢者の移動支援に係る交通施策との関係等について（令和６年３月 29 日介護保険最新情報 Vol.1244）